様式第１号（第４条関係）

坂祝町長　様

年　　月　　日

岐阜県東京圏からの移住支援事業における坂祝町移住支援金交付申請書

　岐阜県東京圏からの移住支援事業における坂祝町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金  の種類 |  | 就業 |  | 起業 | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | テレワーク |  | 関係人口 |  | |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、  坂祝町に居住する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業・起業の場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して、  就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| (テレワークの場合のみ記載）  坂祝町への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属からの命令である |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| その他事項（　　　　　　　　　　　　） |  | Ａ. |  | Ｂ． |

※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京２３区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　　　　） |
| 通勤手当の有無 | 支給あり　/　支給なし |

※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。

※勤務先へ行く頻度が勤務日数の1/5を超える場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えず、また、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業で想定するテレワークに該当しないと判断し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（岐阜県及び坂祝町使用欄） |  |

（様式第１号別紙１）

岐阜県東京圏からの移住支援事業における坂祝町移住支援金の交付申請に関する誓約書

１　岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び坂祝町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における坂祝町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1)　移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は全額

(2)　移住支援金の申請日から３年未満に坂祝町以外の市区町村に転出した場合

は全額

(3)　スタートアップ等創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定または岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合は全額

(4)　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に坂祝町以外の市区町村に転出

した場合は半額

（就業の場合のみ）

(5)　移住支援金の申請日から１年以内移住支援金の要件を満たす職を辞した場合は全額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される坂祝町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提出やヒアリング等を依頼させていただきます。